

第 67 回 道州制特別区域提案検討委員会

日 時： 平成 27 年 2 月 9 日（月） 13：30～15：06

場 所： 毎日札幌会館 4 階会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、
寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

定刻になりましたので、第 67 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

（河西会長）

それでは、本日の議事のおおまかな流れです。

はじめに、平成 24 年度・25 年度に寄せられた道民アイデアのうち、4 項目について一次整理を行っていききたいと思います。

その後、第 7 回答申に向けた道庁内における検討項目について、前回に引き続き事務局から説明をいただいて審議を行ってまいりたいと思います。

また、1 月 30 日に閣議決定された提案募集方式の国の対応方針について、事務局から説明をいただきます。

それでは、本日の議事に入る前に、前回委員会の審議結果について簡単に確認しておきたいと思います。

席上配布資料に第 66 回検討委員会の審議結果概要が記載されております。

議事 1 に関して、道民アイデアの第 1 次整理ということで、前々回 1 次整理を行った「水質汚濁防止法の有害物質等の追加」の理由に関して少し調整をし、前回ご承認いただきました。

議事 2 に関しては、第 7 回提案に向けた道庁内検討項目、主にリサイクル関連分野の制度概要について事務局から説明をいただきました。

なお、本日、リサイクル関連分野の継続審議を行っていききたいと思います。

そして議事 3 は、提案募集方式についての事務局からの説明ということです。

以上が前回の概要です。

それでは、議事 1 に入っていきたいと思います。

これまで未審議であった平成 24 年度と平成 25 年度の道民アイデアのうち、次第にある 4

項目について1次整理を行っていききたいと思います。

1次整理の進め方に関しては、通常やっているとおり1項目ずつ審議を進め、一旦分野別審議に入っていくか、もしくは一旦検討を終了するかに分ける方法で行ってまいります。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議の道への移管等」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3と参考資料1を使ってご説明します。

アイデアの概要は、エネルギー問題への関心の高まりや、節電等の社会的要請に効率的・効果的に対応するため、国や道が設置するエネルギー・温暖化対策に関する類似の会議を統廃合し、道が一体的に運営して施策の推進につなげてはどうか。

具体的には、国が設置する「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を道に移管するとともに、道が設置する「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」や「環境道民会議」等と統合・再編し、本道におけるエネルギー・温暖化対策の推進体制を一本化し、併せて、情報交換等を中心とする会議運営から道民的議論の企画立案、推進の場に機能を拡充し、道民からの社会的要請に応えるものとしてはどうかというものです。

次に事実関係の整理として、参考資料1の1ページ、会議概要をご覧ください。

参考資料の2ページ以降には、それぞれの会議の設置要領や構成員名簿などを付けております。

まず、「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」については、温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書が平成17年に発行したことを受けて、地域においても関係省庁と協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップするため、地域ブロックごとに設置されたもので、北海道から沖縄まで、全国9つのブロックで設置されております。

構成は、国の地方支分部局、都道府県、市町村、エネルギー関係者、経済団体等となっております。

次に、真ん中の「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」です。

こちらは、道の条例に基づく「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき設置された会議であり、行動計画の全道的な推進を図ることを目的としております。

構成は、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、非営利組織、行政等となっており、オブザーバーとして国の地方支分部局が入っております。

次に、「環境道民会議」についてです。

この会議は、道民、事業者及び行政が相互の連携の下で、環境保全活動を積極的に推進することを目的としており、各参加団体による活動の実践や活動情報誌等の発行、普及啓発事業の実施など、会議という名称ではありますが、参加団体が連携協力の下、各種事業を行うといった活動内容となっております。

参考資料の 11～12 ページに今年度の環境道民会議の活動計画を付けております。

こちらをご覧くださいますとイメージがつかみやすいかと思えます。

また、構成は、行政、各界において全道的に活動をしている民間団体等となっております。

事実関係ということで会議概要を見てまいりましたが、1 次整理の対応方向については、一旦検討終了としてはどうかと考えております。

理由としましては、「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」は、国の関係機関による地域のプロジェクトの促進など、国が地方公共団体の施策の支援を行うことを目的としており、引き続き国において実施されるべきと考えられること、道においては、こうした支援の場を活用するなど、国と連携・協力しながら、地域の特性を活かしたエネルギー・温暖化対策に関する施策の推進に取り組んでいくこと、このような理由から、本件については、一旦検討を終了としてはどうかと考えております。

(河西会長)

似たような目的で、構成団体も重複している団体がいくつかあるというような状況で、この団体を一つにまとめるために国がやっている「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を移管してもらってはどうかというようなご提案です。

それでは、委員の皆様、ただ今の事務局の説明に関しましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

私から一つ質問をさせていただきます。

もし国が所管をしている「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を移管してもらったら、どのようなメリット・デメリットがあるのか、どんな検討をされたのかお聞かせいただければと思います。

(事務局)

「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の内容を見ますと、国の施策の取組の説明といった内容が多く、実際に移管したときにどういったメリットがあるのかは、あまりはっきりしない部分があるのかと思います。

また、デメリットになるかどうかはわからないのですが、全国 9 つのブロックで設置されているということもありますので、北海道だけ形を変えるということに関する懸念もあるかと思えます。

(河西会長)

国の関係機関が勢揃いするというのが「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」ということで、国の施策を中心にいろいろと説明がある。それを道に移管してしまうと、国の諸機関がオブザーバーのような形になってしまう懸念がある。また、他の地域は、こ

のような会議をやっている中で北海道にもってきてしまうと必要な情報が入りにくくなるかもしれないという懸念もあると思います。

太田委員も類似したいろいろな会議に出席をされているかと思いますが、会議は少なければ少ないほうがいいかもしないです。

(太田委員)

少ないほうがいいですし、成果という意味でも縦割りの構造になっているところがたくさんあると思います。ただ、この会議に関しては、一旦終了ということでもいいと思います。

(河西会長)

それでは、この案件は、一旦検討を終了ということによろしいでしょうか。

それでは、事務局より 2 番目の「観光業者に対する税制優遇」について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 4 と参考資料 2 を使ってご説明いたします。

アイデアの概要は、観光産業にとって域内人口の減少は大きな問題であり、北海道の人口増加を図るため、課税所得の一部控除を行う。また、観光産業に係る事業活動においても、税の優遇により発生する資金を設備投資・人件費に向け、より一層魅力的なサービス作りを促すため、事業所税及び固定資産税の一定期間の課税免除を行うというものです。

次に、事実関係の整理についてです。参考資料 2 の関係法令を併せてご参照いただければと思います。

言うまでもないかもしないですけども、所得控除とは、所得税額の計算にあたり、医療費や保険料、扶養の状況など、納税者の個人的事情により生じる所定の額を所得から控除することです。

次に、事業所税と固定資産税についてです。所得税が国税であるのに対して事業所税と固定資産税は地方税であり、参考資料 5 ページの地方税法で規定されております。

事業所税は、道路、公園、上下水道など都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

事業所税を課することができるのは、政令指定都市等に限られており、道内では、札幌市と旭川市が該当します。

事業所税は、これらの自治体に事務所・事業所を置いて事業を行う法人又は個人に課せられます。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に対して市町村が課す税金です。

地方税法第 6 条に基づき、地方団体は、公益上その他の事由があるときは、条例により課税しないことができるとされていますので、事業所税と固定資産税の課税免除は、現行

制度で対応可能となっております。

次に、道州制特区制度との整合性についてです。先程、関係法令で所得税法をご覧いただきました。所得控除については、法律に直接控除ということが明記されており、国に対して権限を求めるものではないため、道州制特区提案には馴染まないものとなっております。

以上を踏まえ、1次整理の対応方向については、一旦検討を終了としてはどうかと考えております。

理由としては、繰り返しになりますが、事業所税及び固定資産税の課税免除については、現行制度で対応可能であること、また、所得控除については、国に対して権限を求めるものではないため、本件については、一旦検討を終了したいと考えております。

(河西会長)

それでは、事務局からの説明に対しましてご質問、ご意見があればよろしくお願ひします。

(岸本委員)

この理由というのは、提案された方に対する回答メッセージの文章はこういうふうになるわけですよね。

この審議会は、観光事業者に対して事業所得より固定資産税を具体的に課税免除するかどうか、その妥当性を議論するところではないので、すべきとか、すべきではないという意味で言っているわけではないのですが、少なくとも事業所税及び固定資産税の課税免除について、既に現行法制度で道がやろうと思うのであればできるということからしたときに、最終的には、道州制特区提案の対象には馴染まないというふうに持っていった方がいいのではないかと思うのです。

そうじゃないと、現行制度で対応可能であるから、提案それ自体に対してポジティブに受け取られても困るので。

したがって、所得控除についてと分けるのは当然かと思いますが、同じように道州制特区提案には馴染まないというやり方のほうがいいかなと思いました。

前向きでもないし、後ろ向きでもない。ニュートラルだということを出したほうが安全かと思います。

(事務局)

委員のご指摘は、そのとおりだと思います。修正させていただきたいと思います。

(太田委員)

一般論として勉強のためにお聞かせいただきたいのですが、私は、「北の輝く女性応援会

議」に出席させていただいているのですけれども、その場で子育てで二人目を産めないというお母さんたちが多いです。一度、企業相談会をしたときに保育所の保育料の控除というものができないものか。私どもは土業の女性が集まっておりますので質問があったのです。

各省に聞いたところ、税法に関しては、国税・金融庁、ものすごくいろいろな法律で縛られており手を出せないというふうに言われました。

特区に関して考えてみると、税金に関する特区提案というものは、そもそも穴がないものなのでしょうか。

(事務局)

今回のアイデアは、国からの権限移譲という意味では馴染まないということなのです。構造改革特区等での提案は可能だと思います。

今、人口減少問題、地方創生という中では、当然国においては、今おっしゃられたような子育てしやすい環境整備という意味で、政策としてそういうものの所得控除は当然考えてしかるべきだと思います。

ただ、要望という形では、たぶん県なり市町村から出ていると思いますが、特区で認められたということは、あまり聞いたことがないです。

(太田委員)

特に北海道の過疎の地域におきましては、“過疎の先進国”などという嬉しくないことを言われています。

地域の人がある地域に住むに当たっては、自ら業を興し、地域で税を回していく必要があると思うのです。それに関しては、一律に税金がかけられていたり、控除だったり、特例があると住みやすくなるのかなと考えていますので、いろいろ勉強させていただきなから特区提案できないか議論させていただければと思います。

(河西会長)

やるとしたら、地方税を住民税で、二人目のお子さんを産んだ方の住民税を軽減するか、そういうようなことを市町村ごとでやることは可能ですよね。

(事務局)

地方税法では、公益上必要と認める場合に課税免除もできますし、不均一の課税もできることになっています。それは、市町村の一つの政策としてやっているところが多いので、やっているところもあればやっていないところもあると思います。

(菊池副会長)

今、観光業はすごく注目されています。前にこの委員会でも第 3 種旅行業に関する答申を行っています。

本件は、観光事業者に対する税制優遇ということですが、小さな町村で地域観光エージェントみたいなものをつくろうという動きを結構聞きますので、今回のこととは直接かわりないですけれども、観光業周辺に関する権限移譲は他にもあるような予感がしました。

(河西会長)

それでは、岸本先生からご意見をいただいた 1 次整理の理由のところは、事務局に一任ということで、理由のところの文章の修正をお願いいたします。

それでは、そこを修正するというので、今回の観光業に対する税制優遇に関しては、1 次整理でよろしいでしょうか。

それでは、次の検討項目、「カジノの設置」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして資料 5 と参考資料 3 を使ってご説明いたします。

アイデアの概要は、道内にカジノを設置し、旅行者の誘致を図る、カジノは、外国人に限らず国内の旅行者にとっても魅力があり、歴史的建造物の少ない北海道では、観光建造物となるばかりではなく、道の収入の増にも繋がるのではないかというものです。

事実関係の整理についてです。参考資料 3 の 2 ページに関係法令を載せております。

カジノに係る行為は、刑法第 185 条及び第 186 条に規定する賭博に関する罪の構成要素に該当する行為であるということです。

カジノに関しては、国際会議場、展示施設などの施設、ホテル、商業施設、レストラン、劇場・映画館、アミューズメントパーク、スポーツ施設などにカジノを含んで一体となった複合観光施設、統合型リゾートに関する動きが出てきております。

このカジノを含む統合型リゾートは、英語の Integrated Resort の頭文字をとって IR と呼ばれております。

平成 27 年通常国会に、超党派の国際観光産業振興議員連盟が「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」を提出する方針とあります。この法律案が、いわゆる「IR 推進法案」と呼ばれております。

IR 推進法案は、以前に国会に提出されていたのですが、昨年 11 月の衆議院解散に伴い、廃案となった経過があり、再度提出される方針となっております。

事実関係の三つ目は、道の取組についてです。

道では、北海道型 IR 検討調査として、経済波及効果調査、社会影響対策調査、道民セミナー等を行っています。

参考資料の 1 ページに道民セミナーのチラシを付けていますので、ご参照いただければ

と思います。

次に、道州制特区制度との整合性についてです。

カジノの設置については、現在のところ違法であり、制度は存在しないということで、国に対して移譲を求める権限は存在しないため、道州制特区提案には馴染まないものとなっております。

このため、1次整理の対応方向については、一旦検討終了と考えております。

なお、先程ご説明したとおり道では、IRに関し、経済波及効果調査、社会影響対策調査、道民セミナー等の取組を行っているところであり、引き続き、国の動向等を十分に注視して対応していくとしています。

(河西会長)

今回のカジノの設置という提案者の意向に関しては、そもそも法律自体ないという状況なので道州制特区には馴染まないというような理由で1次整理という案が出されています。

(菊池副会長)

これは、前から何回かこの場で話が出ているものですか。

(事務局)

何度か提案されて、また今回新たに出てきたものです。

(菊池副会長)

今までの流れと違うところで新たに出てきたものなのですね。ということは、そういうニーズは結構あるということなのですね。

(河西会長)

私から一点質問をさせてください。

平成27年の通常国会で、超党派でカジノを認める方向での法案を提出するという事なのですが、その法案が通って、カジノが国内に設置できそうになる可能性はどのくらいなのでしょう。それができるようになるのは、もし法案が通ったとしたら、できるのはいつくらいからなのか。

(事務局)

仮に、今回の通常国会で成立したとしても、場所をどうするのかとか、カジノで使うスロットマシンなどをどういう仕組みで公正な物として認証するかとか、いろいろ考えなければいけないことがありますので、国会で決まったらすぐということではないと思います。

(河西会長)

そうしますと、道州制特区のまな板にカジノの問題が上がってくるということは、法整備ができて、実際に運用されて、それで問題があったときに上がってくるという感じなのでしょうか。

(事務局)

もしかすると、認定する権限は所管大臣にあるという仕組みになれば、大臣の権限を知事にとすることはあるかと思えます。

今は、カジノを認める法律はないので、直接的には刑法、賭博の部分に該当しないというふうにしてもらうということなので、それは、さすがに道州制特区では無理ということだと思います。

(河西会長)

他にご意見・ご質問はございますか。

それでは、一旦検討終了ということにさせていただきます。

四つ目、「エゾシカ捕獲における夜間発砲の実施」について説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料6と参考資料4をご覧くださいと思います。

資料6のアイデアの概要です。エゾシカの農林業被害の対策は重要課題であるということで、シカにつきましては、日没間際・日没後に出現することが多いのですが、夜間の発砲は法律で認められていない。発砲可能な時間を設定する権限を道に移譲して、地域の実情を踏まえて柔軟に設定できるようにすることで効率的な捕獲を行って被害の軽減を図るという趣旨でご提案されております。

なお、十分な管理体制を確保した上で、場所・使用条件等を限定するなど、十分な安全確保が必要であり、それが前提だということが提案者から述べられております。

続きまして、事実関係の整理です。

①鳥獣保護法におきましては、危険性を理由といたしまして、夜間（日出前、日没後）の銃器の使用は禁止されております。

エゾシカにつきましては、重複しますが、夜間、特に日没直後の薄暮時に出没する傾向が強いという習性がございます。

資料にはないのですが、道では、こういった習性を踏まえまして効率的な捕獲というところで夜間の捕獲が可能になるようにというこの提案と同じような趣旨で国に対して規制の緩和をここ数年要請し続けてきているという現状がございます。

③昨年5月に鳥獣保護法が改正されました。そこで新たな制度が法律に盛り込まれたところでございます。集中的、かつ広域的に管理を図る必要があるということで環境大臣が

定めた鳥獣、「指定管理鳥獣」といいますが、これにつきましては、都道府県又は国が捕獲をするという事業が新設をされたところでございます。

ここで参考資料 4 の 1 ページをご覧くださいと思います。法律の改正の概要資料です。

まず、1 の題名、目的等の改正ということで、法律の題名自体に、「管理」ということを付け加えております。これまでは、鳥獣の保護と狩猟の適正化ということが表題に載っていたのですが、保護と合わせまして管理ということを加えております。目的にも鳥獣の管理ということを明確に位置付けたということでございます。増えすぎている動物、鳥獣への対応ということを法律の中で明確に位置付けるという趣旨だということです。

3 番、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設ということです。環境大臣が定める指定管理鳥獣、増えすぎている鳥獣につきましては、都道府県又は国が捕獲する事業を設けまして、そういった事業につきましては、①捕獲等の許可を不要とするもののほか、②にありますとおり一定の条件下で夜間銃猟を可能とするという規制の緩和が行われることになったところでございます。

このページの下にありますとおり、今年の 5 月から改正された法律が施行されるということで、新たな制度もそこからスタートということになります。

次に、参考資料の 3 ページの下の方をご覧ください。

事業の流れです。環境省で指定管理鳥獣の指定が行われることになります。この指定自体は、今現在、まだされておられませんけれども、これまでの環境省の説明では、エゾシカを含むニホンジカ・イノシシの二種類が指定される見込みということです。

その下、都道府県におきまして第二種特定鳥獣管理計画、増加している鳥獣を管理する計画が、その他に、捕獲事業の実施計画を策定しまして、夜間、銃を使うということもありますので、その安全性をしっかりと確保・確認した上で実際の捕獲事業が実施されるという流れが新たにつくられるということです。

右半分の点線の囲みです。特例措置の中に三つありますが、その三つ目の□印のところに、夜間銃猟の禁止を適用しないとあります。

この事業につきましては、鳥獣保護法の特例としまして、その上のところにもありますが、許可が不要ですとか、捕獲した鳥獣を放置すること。これは、条件がありますけれども、条件付きながらも放置することも可能となる場合があるということと併せて夜間の銃猟も可能になるということでございます。

事業の実施主体は、道か国ということが一つあります。実施するのは、その委託を受けた知事の認定事業者、これも新設の制度ですが、これまでの実績等から勘案して認定制度が設けられまして、その認定事業者が行う。

三つ目としましては、捕獲方法や実施する体制、安全確保などについて具体的な中身まで知事の確認を受けたという場合というように、安全体制の確保というものを非常に厳格に勘案した上で事業が実施されるという条件が付きます。

資料6に戻ります。

今、ご説明申し上げたのは、事実関係の整理案の③と④のところですが、その下の⑤猟銃の事故についてです。危険性についてということで取り上げさせていただきました。最近10年間で全国で16件から37件の事故が発生している状況にあります。夜間発砲が禁じられている現在ですらこれくらい事故があるということで、危険性に関する参考情報として取り上げております。

1次整理の対応方向です。事務局案といたしましては、一旦検討を終了ということで考えております。

理由といたしましては、①のところ、道でも要望していたエゾシカの夜間発砲につきましては、今年5月から改正法の施行により厳格な安全管理というものを条件として、限定的な形で可能となったということで、ご提案にあったアイデアの趣旨は達せられることとなったということが1点です。

なお、②に書きましたとおり、その具体的な制度設計の詳細につきましては、環境省でこれから省令が制定されるということで、現時点では詳細は明らかではない部分があるのですけれども、道では、こういった制度の詳細、事業の実施状況等を勘案して、道として事業を実施するかどうかについてはこれから検討を進めていくという段階です。

(河西会長)

改正法によって夜間発砲は可能になるから検討は終了というような内容でした。

委員の皆様、ご意見はいかがでしょう。

(岡田委員)

参考資料4の3ページに夜間発砲する場合の流れが出ています。その流れのうち、どこまでが既に認められていて、施行された後にやらなければいけないことはどこなのか教えてください。

(事務局)

全体の流れ自体は、法律の中で定められて、既に公布はされていますので、今は周知期間ということになります。法律が施行されるのは、5月29日になっておりまして、それまでに、これから環境省の指定として、聞くところによると2月下旬辺りに省令が出るのではないかとこの情報もございます。

そこから準備行為としては、第二種特定鳥獣管理計画の策定がこれからはじまることになっております。この流れの中でいくと、一番上の環境省による指定がまもなくというのが現時点の段階ということになります。

(岡田委員)

流れはあると思うのですけれども、認定鳥獣捕獲等事業者というのが、このアイデアを出していただいた方の地域の事情を踏まえ、柔軟に設定できるのかということと、認定事業者には簡単になれるものなのでしょうか。

(事務局)

次の4ページ目に、認定事業者の関係の説明がございます。

認定の基準というのが上半分の点線囲みにあります。かなり厳格に設定されている基準があり、法人を指定するということが基本にあるようです。その中で、①から⑤までの基準に適合するものについて知事が認定する制度になっております。

地域性というよりは、相応しいものかどうかという基準という形になりますので、地域の実情に応じてという今回のアイデアと即リンクするかというと、そこは難しい部分もあるのかなとは思います。

(岸本委員)

ということは、第二種特定鳥獣管理計画は、これから北海道で作成するという形になるわけですね。

今回の法改正に併せて必要となった環境省令を今つくっているという状態。それが出来るのと同時並行的に都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画というものを立てて、エゾシカが指定になるわけですから、なったときに、具体的に誰が発砲等の行為ができるのかという点については、18条の2に基づいて認定業者でなければいけないわけけれども、その認定基準というものは、実は環境省令で定められているから北海道特有の地域の実情を考慮して、都道府県知事が自由にできるわけではなくて、あくまでも安全性の確保、安全管理を図るための体制だとか、技術的能力といったところを満たしたものは、指定を受けてやっていくということなのですね。

環境省令待ちと言ってもいいわけですね。

(菊池副会長)

3ページの右側、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例の中で鳥獣の放置の禁止を適用しないとあります。

これに関して都道府県がこの項目を採用しないということもできるのですか。法律の中で放置を適用しないということ、例えば、エゾシカでいえば、今まで鉛弾の利用がなかなか減少しないということがあって、普通はステンレス弾になっているのですが、なかなかそれが徹底されなくて、鉛弾を猛禽類が食べて鉛中毒になっている。現在でも、年間結構な数の猛禽類が死んでいるはずなのです。その基本は、放置しているからなのです。今でも、本当は埋設しなければいけないものを置いておいている状況を、放置の禁止を適

用しないとなると、さらにそういうことが発生するのではないか。今の話とは違うのですけれども、私は思ったのです。

これから法律が運用されていくときに、このところは、北海道がそれに当たる分、逆のことは可能なのでしょうか。

(事務局)

今後の部分なので、今の時点では、所管の部でもはっきりと道がやるともやれないとも、言えないと思うのです。

ここにただし書きが付いていまして、さらに環境省令でどういった場合なら野ざらしといたしますか、放置してもいいよということの条件がさらに付くということになりますと、放置するということは、基本的には考えにくい部分だろうということだと思います。

(菊池副会長)

このところだけ読むと、北海道のエゾシカにおいては、時代に逆行するものだと思うのです。十数年前は、ここが問題になっていた。ステンレス弾に変わりました。でも実際は、各方面からの発表でも、十分にステンレス弾が、変わってはいるのですけれども、まだ鉛弾が使用されていて、鉛中毒の猛禽類が死亡している例が、発見されただけでも結構ある。

そういうことを考えると、このところの適用は、今回の話だけではなくて、これを適用しましたというところであちらこちらでハレーションが起きるという予感がしたのです。今のところでは、直接関わりはないのですけれども、注意しながら法律の流れを見ていきたいと思っています。

(事務局)

広く一般に認めるということではなくて、あくまで事業主体も国か道という限定の下でということはもちろんあります。そういった銃弾を使って、しかも放置ということにはならないように、もし道がやるとしても、そこは厳格なものを。

(菊池副会長)

認定事業者がそこら辺の管理をしっかりすれば、別に問題はないのでしょうか。

(事務局)

そういったところまで計画を見た上で認めた事業という形になると思います。

(菊池副会長)

これだけみると危険かなという気がしました。

(河西会長)

事務局からの提案で 1 次整理は、一旦検討を終了したいという提案に関しては、何かご意見はありますか。

(岸本委員)

副会長が今おっしゃったことは、事実上、環境省令がどの程度認定要件というものに鉛弾を使ってはいけないということを盛り込むか。監視体制というところにかかってくるわけです。その実施状況を見て、場合によって問題があれば、ここで議論ということがあるかもしれないですけども、現時点においては 1 次整理でよろしいかと思います。

(河西会長)

それでは、エゾシカの夜間発砲に関しては、1 次整理は一旦検討を終了ということにさせていただきます。

1 次整理の審議全体に関しましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

(菊池副会長)

最初の道民アイデアの「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」に多少関わることで、一つ私の意見として、今後、こういうことができないかなと思っていることがあります。

それは、バイオマスの利活用の促進に関わることです。以前にも一度バイオマスについては話をさせていただきました。あれからさらに大きくいろいろな状況が変化しております。

それは、バイオマスを使った発電株式会社、消化液の利用、消化液の貯留タンクを農地の中につくるとか、バイオマスの利用、またはリサイクル、資源のリサイクルに関わって様々な手法が町村によって編み出されている最中なのです。

そうしたことを一度私の方で取りまとめられないかと思っています。市町村長が入っている協議会などで、皆さんが、バイオマス関係で、法律的に困っていることの見聞聴取をしてはどうかと思っています。私もバイオマス事業推進協議会の事務局に入っているものですから、しかも十勝が中心ですので、十勝総合振興局と打ち合わせをさせていただいて、バイオマス、再生可能エネルギーに関して次の道州制特区のネタが出てこないかなということ調べてみたいと思っています。

(河西会長)

是非、委員提案としてあげていただければと思います。

今のご発言について事務局から何かありますか。

(事務局)

是非やっただけだとありがたいです。よろしく願いいたします。

(河西会長)

それでは、本件については、ただ今の審議結果のようにさせていただきます。

それでは、議事 2 ということで前々回の委員会において第 7 回提案に向けた道庁内検討項目の検討状況について事務局から報告をお願いいたします。

第 4 次一括法で権限移譲されなかった項目のうち、リサイクル関係の案を優先して審議を進めていくことについてご了承いただいているところです。

それを受けて前回委員会においてリサイクル関連のそれぞれの制度の概要説明を事務局からいただいたところです。その際に委員の皆さんからいろいろご意見が出されました。また、その後、このリサイクル関係に関して少し動きがあったということで、まずは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 7、参考資料 5 を用いて説明させていただきます。

今、お話がありましたとおり前回の委員会から資源有効利用促進法や個別のリサイクル法の関係につきまして権限移譲の検討をはじめたところでございます。

資料 7 の 1 ページにつきましては、前回委員会での委員の皆様のご意見などを整理したものでございます。移譲のメリットが見えにくいですとか、北海道らしい政策を進めるためには現在のような国が全国統一で進めるのでは支障があるといったような理論武装が必要であるということ。移譲に向けた視点といたしましては、消費者や事業者を誘導していくような権限移譲、リサイクルのコスト削減に繋がるような権限移譲になればよいといったようなご意見があったところです。

その他にも現在の国の予算の状況、指定法人の料金設定の仕組みなどに関するご質問があったところです。

今後の検討に向けましては、3R に関する道の取り組みの現状ですとか課題を押さえた上で、現在国の権限となっている事項について移譲のメリット・デメリットなどを整理していくという流れを想定しているところです。

移譲のメリット・デメリットの整理というところまでできておりませんが、本日は中間報告的な説明になります。3R に関する道における現状・課題、施策の方向性などのご説明という形に留めさせていただきたいと存じます。

まず、参考資料 5 の 1 ページに法体系を整理しております。

簡単にご説明申し上げます。左半分に法律の体系、国とありますが、法律の体系を並べております。環境行政に関する最も根幹の理念を定めている環境基本法を頂点として、その下に循環型社会形成推進基本法や、個別のリサイクル法等が並んでいるところです。

右半分には、それらとリンクするように定められている道の条例を対比できるような形で並べております。道における3Rにつきましては、右半分の中程にあります「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく基本計画をメインといたしましてその他の計画と併せて総合的に進められているというところが現状です。

その基本計画、「北海道循環型社会形成推進基本計画」が、今、丁度改訂作業中であります。そちらで道の取組等について整理されているものがございますので、その中から簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料7の5ページに基本計画改訂の概要がございます。そこの第2章といたしまして現状と課題という項目がございます。その中の二行目に3Rとあります。現状、道内の3Rに関しての道の認識といたしまして、道民意識の向上とありますが、ゴミの減量化、マイバックスの持参、そういったところで道民の意識は少しずつ定着してきている、向上してきている部分はある一方で、取組としては不十分といいますか、更なる定着が必要であるという認識になっております。

3Rに関し、道が講ずべき施策といたしまして、4ページにある3Rの推進として道が今後講ずべき施策としては、(1)3Rの推進というところに①から④までございます。普及啓発ですとか環境教育の推進といった制度の仕組みの啓発、啓発普及。それから、調査研究、技術開発、施設整備などに対する助成。さらには、再生品の利用の拡大に向けた取組。さらに、③個別リサイクル法の的確な運用でも制度の周知、市町村への指導・助言。個別のリサイクル法の中でも建設、自動車リサイクルにおける道の役割としてございます取組の推進などが位置付けられております。

更に、④事業者としての率先取組ということでは、道も一事業者であるということから、事務事業を実施するに当たっても、3Rに配慮した取組が必要だというようなことで、今後もし取り組むとなっております。

この部分と、今回検討に当たって、国の持っている権限が仕組上どう関わってくるのか。移譲のメリット・デメリットの整理には、もう少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。

それから、前回ご質問があった中の指定法人の料金設定の考え方につきましては、資料は用意していないのですが、容器包装リサイクルのところでご質問、ご発言がありました。

料金設定につきましては、指定法人の容器包装リサイクル協会が業者からいくらの料金を事業を請け負うのかということにつきましては、大臣の認可制をとっております。主務大臣が委託料金の額の算出方法を認可する形になっているほか、予算、事業計画につきましても、毎年度認可を受けて実施されていくという形になっております。料金設定なり単価など、国が関与した形で現在進められております。

現状のご説明については、以上でございます。

(河西会長)

それでは、ただ今のご説明に関しましてご意見、ご質問があればよろしく申し上げます。

(事務局)

提案募集方式の関係で、今回のリサイクル関連の提案が出てきております。

概要については、次の議事でご説明させていただきたいと思うのですが、先に説明させていただきますと、提案募集方式による平成26年の地方からの提案に関する最終的な対応方針が1月30日に閣議決定されました。

参考資料6の21ページをご覧ください。簡単に経過を申し上げます。

リサイクル分野の各個別のリサイクル法につきましては、一昨年国から地方への権限移譲の中でまな板に乗かって、最終的には、国の方では立入調査まではいいといったのですが、都道府県側で、命令・勧告・指導のあたりの権限まで欲しいと言って、最終的に調整がつかずに、一昨年12月に一旦整理が終わったものです。

その後、昨年4月からできた提案募集方式の中で、再度都道府県側から命令権限・勧告権限を地方に移譲して欲しいという提案が出されました。前回の提案検討委員会で中間とりまとめに当たる当面の方針についてご報告させていただいたのですが、その時点でも国は、地方の方には渡さない、対応不可ということで回答していたところです。

今回、最終に出た対応方針の中で、21ページの(11)は食品リサイクルに関するものでございます。基本的に他のリサイクル関連法についても同じなのですが、ここに書いてあるとおり食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査等については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として27年中に検討を行って、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということです。今回の最終の対応方針で、想定外の対応が出てきたという状況になっております。

そういうことで、対応方針が出たばかりですので、スケジュール感を含めて事務局で今後の対応について検討させていただきたいと考えているところです。

(河西会長)

第7回の答申に向けてリサイクル関連に関していえば、結構大きな目玉だったのです。それが、今回の閣議決定において、27年度中に指導・助言・勧告・命令・報告徴収及び立入検査なども、見直すか見直さないかは別として、検討するということになってしまったので、答申に盛り込んだとしても、そちらで決定されてしまえば、その前に制度が変わってしまう可能性があるので、検討に関しては様子を見たほうがいいというのが事務局の考えということでしょうか。

(事務局)

国の今後のスケジュールだとか、どういう方向に向かっていくのかという辺りは、もう少し情報収集させていただいて、今、いろいろいただいている課題もまとまっていないのですが、特区提案に向けて取りまとめていくのが良いのか、無駄な作業になるのでやめたほうがいいのかというところをもう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からのご説明に関しましてご質問、ご意見があればよろしく願いいたします。

国が先に検討を進めるという、道州制特区にはよくあることです。

(事務局)

昨年の国から地方への権限移譲の際にも、商工会議所に関わる部分が国の見直し方針に入ってしまったて答申できなかったということもあります。どうしても国の検討のまな板に乗かってしまうと難しい部分がありまして、その辺は慎重に進めたいと考えております。

(河西会長)

まず、事務局から説明があったとおりリサイクルに関しては、一旦情報を収集して、今後どうするかということ事務局でご検討いただいてから委員会に報告していただき、そこで議論していくという格好でよろしいでしょうか。

その前にありましたリサイクル関係に関するご説明に関して、何かご質問などあればお願いいたします。

前回の委員会で皆様から出されたご質問、ご意見に対するものは、全て整っているというわけではなく中間報告という形なのですが、報告がありました。

今の時点で特にございませんか。

なければ方針が決まって、そのときに最終報告されると思いますので、そのときにご意見をいただきたいと思います。

それでは、この件に関しては、事務局から説明があったとおり情報を収集して今後リサイクル関係の案件に関してどうするかということを決定了上で委員会に出していただくことにいたします。

それでは、議事 3 ということで、国から地方への権限移譲等に係る新しい仕組みである提案募集方式について、国からの対応方針が出されましたので事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、提案募集方式に係る対応方針についてご説明させていただきます。

本年度から導入されました地方分権改革に係る提案募集方式に関しましては、地方から国へ提案し、国が対応方針を打ち出すという面では道州制特区と類似しておりますことから、昨年春から、この委員会に報告させていただきました。前回、中間とりまとめに当たります当面の方針についてご報告したところであります。

今年に入り、1月30日の閣議で、最終的な対応方針が決定されましたので、対応方針の概要と、これまでの道州制特区提案と関連するものについても併せて説明させていただきます。

資料8-1で説明させていただきます。

はじめに、国の取組状況についてです。

昨年4月30日に総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部におきまして、この提案募集の実施方針が決定されまして、5月20日から7月15日までの間、地方からの提案が募集されました。そして、これらの提案について有識者会議の専門部会において提案団体、地方三団体、全国知事会と全国市長会と全国町村会なのですが、国の各府省からのヒアリング等が行われまして、10月29日に当面の方針を決定し、国内部での事務調整・政務折衝などを受けまして、今年1月15日に有識者会議で対応方針案の了承を経て、1月30日に、今日、参考資料としてお配りしている対応方針が決定されております。

今回の提案募集では、3の分類状況のとおり935件の提案がありました。その提案に対する国の対応についてご説明させていただきたいと思っております。

なお、新聞報道の中には、一部国への提案が535件とされていたものもあるのですが、これは、935件の中で、これまでに議論していて、情勢変化のないものを除いた数字でございます。

その既に議論されたものに関する提案を含めると935件です。この委員会では、これまで全体の数字を報告してきておりましたので、その数字を基に報告させていただきます。

提案の趣旨を踏まえ対応するというものが3の左にある392件になります。

そのうち、手挙げ方式が9件。現行規定で対応可能が103件。計495件については、なんらかの対応を行うものとしてこの対応方針の中に書き込まれております。

12月の当委員会で報告させていただいた中間とりまとめの時点では、218件だったのです。その時点では、結論の出ないものがかかなり多くありそういった数字なのですが、最終的にいろいろな調整が終わった結果では、495件となっております。

その一方、実現できなかったものは371件。提案団体から再検討要求のなかったものが69件となっております。

なお、この提案の趣旨を踏まえ対応するというものの中には、この後中身に触れるとおわかりになるかと思うのですが、今後検証や検討を行うもの、27年中に結論を出すとか、必要な措置を講じるといったものもかなり含まれており、必ずしも提案の実現が担保され

ていないものがかかり含まれております。

次に、対応方針の内容についてです。資料 8-2 をご覧いただきます。これは、国が作成した表です。

一つ目に、これまでの懸案が実現したもの。二つ目に、地域の具体的事例に基づくもの。三つ目に、地方創生、人口減少対策に資するもの。四つ目に、委員会勧告方式では対象としていなかったもの。そういうことでそれぞれ主なものが記載されております。

このうち、項目の区分の中の一つだけ説明させていただきます。

1 番のこれまでの懸案が実現したものの一番上にあります水道法に係る対応であります。

都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等について、一定の条件、右側の方にあるのですが、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進に資する水道の基盤強化に関する計画、国の資料には、仮称で水道事業基盤強化計画という名前で載っていますが、それを策定すること、水道業務に精通した職員による監視体制をきちんと整備できる都道府県といったような一定の条件をクリアできる都道府県に対して、手挙げ方式で権限移譲するという内容です。

なお、この水道事業の認可権限につきましては、ご承知のとおり既に北海道においては平成 19 年 12 月に行った第 1 回の道州制特区提案により権限移譲を受けているものでございます。

二つ目の地域の具体的事例に基づくものです。

下から二番目、芦別市などからの提案は、都市公園法で規定されている都市公園につきまして、例えば、芦別の場合ですと炭鉱閉山によって非常に人口が減り、ほとんど利用されなくなった都市公園があるのですけれども、これまでは、他の施設への活用が重要な場合でなければ基本的には廃止できないというような運用をされていたということで、もっと市町村の裁量によって柔軟に廃止ができるよう規制緩和を求める提案でありました。

それに対しまして今回の回答は、実現内容としては、公益上特別の必要がある場合は、廃止することができるということを明確化して市町村に通知するというような対応がとられるということです。

次のページをご覧いただきたいと思います。3 番目の地方創生、人口減少対策に資するものとあります。

一番上にあります佐賀県の国際ビジネス機の受け入れに当たりまして、空港の CIQ 業務の法定受託事務化を求めた提案です。ここには書いていないのですが、国の第二次回答では、基本的に外国人への上陸許可などの出入国の管理は、国家権力の行使に係ることなので、地方には移譲できないというような考え方を示しております。

そうした上で、対応方針では、近くにあるいろいろな国の機関等を利用することにより、臨機応変な対応を行う、今までかかっていた時間を短縮するという対応をしますということで整理しているところであります。

次に、4 の委員会勧告方式では対象としていなかったものです。

(1) の手挙げ方式による権限移譲としては、ここにありますとおり、消費者安全法の報告徴収等の対象を道内都道府県の区域内に所在する事業者にも拡大するとしております。

(2) では、義務付け・枠付けの見直しで、介護認定審査会委員の任期が条例に委任されております。

この四つが提案募集方式の成果として国の方で出しているものです。

もう一つ、今回の対応方針では全国知事会をはじめ多くの都道府県や市町村、それと、道州制特区の第 2 回提案で移譲を求めている農地転用許可権限についても今回結論が出ております。

これにつきましては、今まで岩盤規制だと言われた分にかかるものでございますので、新聞でも非常に大きく取り上げられているところでございます。

資料 8-3 をご覧いただきたいと思います。資料の右側、中程の図をご覧いただきたいと思います。

これまで国が行ってきた 4ha を超える農地の転用につきましては、農林水産大臣との協議が必要とされるものの、都道府県が行うことになりました。

また、その下、これまで農林水産大臣との協議が必要であった 2ha から 4ha の転用許可については、国への協議が廃止されることになりました。

また、市町村につきましても、国の指定を受けた場合に限り都道府県と同様に転用の許可ができるとされました。この指定市町村につきましては、上に記載してありますとおり、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていることが条件となっておりますけれども、詳細は、今後検討されることになっております。

次に、資料 8-4 をご覧いただきたいと思います。

これは、対応方針を、この委員会用に簡潔にまとめたものでございます。

1 ページ目と 2 ページ目は、国から地方公共団体への事務権限の移譲等の事項となっております。移譲される事項は、備考欄に整理しておりますが、先程ご説明した上から三つ目に消費者安全法に係るものがございます。これにつきましては、表の右側に表示しておりますとおり手挙げ方式となっております。

それから、事務・権限の移譲関係では、中程の厚生労働省のところ、麻薬及び向精神薬取締法、水道法、下段に移りまして、農林水産省関係で農地法及び農業振興地域の整備に関する法律、特定特殊自動車排ガス規制法、次のページに移りまして、2 ページに中小企業新事業活動促進法、中小企業経営承継円滑化法が移譲されることになっております。

一部※印の入っているものがございます。この特定特殊自動車排出ガス規制法や中小企業関係の事項につきましては、この※印は、提案募集方式で地方から提案のあったものではなく、第 4 次一括法の検討の中で継続検討となっていた事項です。

その他、備考欄に「検討」とある事項は、今後検討する事項、備考欄が空欄のものは、権限移譲は行わないものの都道府県への情報提供の運用改善、または現行規定で可能なも

のに関する周知になっております。

3 ページ目は、都道府県から市町村への事務・権限の移譲項目となっております。

4 ページ目以降は、義務付け・枠付けに係る事項です。例えば、一番上の国民保護法のように、国への変更協議の機会増加など、なんらかの措置を行う事項や、次の総合特別区域法のように現行の規定でも可能である旨を通知する事項が多く見られているところがございます。

また、北海道からの2つの提案につきましてご説明させていただきます。一つは、「農業地域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和」であります。これは、全国14の県と全国知事会との共同提案をしておりましたけれども、結果としては、資料8-4の5ページ、下から三つ目で、国家戦略特区において農家レストランの活用事例の効果を検証して、全国適用を検討するということになっております。結論は、もう少し先になる状況でございます。

もう一つ「都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和」という提案です。

これは、農家の方が農協に土壌分析を頼むことがよくあったのですが、具体的な数値を示すと計量法に該当して、環境計量士がいなければだめといった規制があり、それを緩和して欲しいというものです。

他の特区制度でも要望していたのですが実現しなかったもので、この提案募集方式でも北海道から提案した事項です。これについては、結果として実現できない、対応不可ということであり、この対応方針には記載されなかったということです。

また、最初の資料8-1で今後の対応についてご説明させていただきます。

今後の国の対応としては、法律改正事項については、一括法案を平成27年通常国会に提案することを基本としております。

以上が平成26年の地方からの提案等に関する対応方針の概要です。出たばかりでございますので、引き続きこの内容について分析し、今後特区提案に結び付くものがないかどうか、そういったことの作業を引き続き進めていきたいと思っております。

今週12日に提案募集方式に関する国の説明会があるので、どこまでスケジュールや、内容について情報提供があるかわからないのですが、出席して情報収集に努めたいと思っております。

(河西会長)

それでは、ただ今事務局から説明がありました提案募集方式の結果について、進捗状況についてご質問なりご意見があればよろしくお願いたします。

出たばかりということで、かなり情報量が多いので、何かありましたら事務局にご連絡いただきたいと思います。

最後の議題、その他です。事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の開催日程についてです。第 68 回委員会につきましては、3 月の中旬・下旬、年度末で大変お忙しい時期だと思うのですが、その辺りに向けて日程調整をさせていただきたいと考えております。

(河西会長)

それでは、以上で全ての議事を終了させていただきました。

本日は、大変お疲れ様でした。